

秋田かやき協議会「大鍋セット」レンタル規則

(趣旨)

第1条 秋田かやき協議会（以下「管理者」という。）が所有する大鍋について、秋田かやきのPRを目的として各種イベントに貸出するため「大鍋セット」レンタル規則を定める。

(貸出対象者)

第2条 「大鍋セット」の貸出対象者は、秋田県内で活動している個人または団体で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 集客効果が見込まれるイベントの開催または参加を予定していること
- (2) 主として秋田県産の食材を使用した、「秋田かやき」を提供する目的で使用すること
- (3) 代表者が明らかであること

(貸出しの承認)

第3条 「大鍋セット」の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「大鍋セット」借用願（別記様式）に所定の事項を記載して管理者に提出し、承認を得なければならない。

(貸出条件)

第4条 「大鍋セット」の貸出しに当たっては、次の各号に掲げる事項を条件とする。

- (1) 貸出品の引取り、維持管理、修理および返却に要する費用は、借受人が負担すること
- (2) 借受人は、善良な管理者の注意をもって貸出品を管理するものとし、当該貸出品の汚損、損傷、亡失、盗難等があった場合は、直ちに管理者に連絡するとともに、当該汚損等によって生じる損害の賠償責任を負うこと

- (3) 貸出品は、第三者に譲渡し、又は転貸してはならない
- (4) 貸出品は、貸出し目的以外の用途に使用してはならない
- (5) 借受人が貸出品の使用について印刷物への掲載等をするときは「秋田かやき協議会」というネーミングを使用、又は明記すること
- (6) 借受人は、貸出品の使用を終えたときは、速やかに貸出期間内に指定された場所に返却すること
- (7) 貸出規則に定めのない事項については、管理者の指示に従うものとする

(貸出しの制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、「大鍋セット」の貸出しを行わないものとする。

- (1) 特定の宗教および政治を目的とした活動に使用されるおそれがあると判断される場合
- (2) 「大鍋セット」の保存および管理に支障があると認められる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益を害するおそれがあると認められる場合

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、貸出品の引渡しを行う日および貸出品を返却する日を含めて7日以内とする。

- 2 借受人は、貸出期間を更新しようとするときは、貸出期間満了日の3日前までに管理者に借用願を提出するものとする。

(貸出料)

第7条 「大鍋セット」の貸出料は、50,000円（税別）とする。ただし、秋田かやき協議会会員については、半額の25,000円（税別）とする。

(貸出しの取消し)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出しの承認

を取消することができる。

(1) 借受人が規則に違反した場合

(2) 借用願の記載内容に虚偽があった場合

(3) 災害等やむを得ない事情が生じた場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、貸出しが適切でないと管理者が判断した場合

2 前項の場合において、借受人は、速やかに貸出品を指定された場所に返却しなければならない。

3 第1項の規定による貸出しの承認の取消しによって借受人に生じた損害について、は一切の責任を負わない。

(委 任)

第9条 本規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年6月19日から施行する

[別表第1]

「大鍋セット」備品	個 数
大鍋※1	1
トーチバーナー※2	2
その他付属品	1式

※1



※2

